

福島県林業経営者に関する情報の登録・公表実施要領

制定 平成30年7月12日

(最終改正：平成31年3月29日)

(登録・公表の目的)

第1 この要領は、森林所有者、事業発注者等が林業経営者の登録情報を活用して、森林経営の委託先や森林施業の事業実施者を適切に選択できるようにするとともに、林業経営者が自ら進んで事業実行能力等を広く公表することにより、林業経営者間で適切な競争が働く環境整備を行い、もって効率的かつ安定的な林業経営者を育成することを目的とする。

なお、この要領の「林業経営者」とは、自己又は他人の保有する森林において、事業主自身若しくは直接雇用する現場作業職員により又は他者への請負により造林、保育、素材生産等の林業生産活動を行っている経営者であり、森林組合・会社・個人経営等の組織形態は問わないものとする。

また、この要領により登録・公表された林業経営者は、森林経営管理法（平成30年6月1日法律第35号）第36条の規定に定める経営管理実施権の設定を受けることが出来る民間事業者（意欲と能力のある林業経営者）に適合するものと見なす。

(林業経営者の登録)

第2 県内において造林、保育、素材生産等の林業生産活動を行っている林業経営者で、別に定める登録基準に適合する場合には、知事の登録を受けることができるものとする。

(登録の申請)

第3 第2の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、下記の第1号から第14号を記載した様式第1号による申請書及び様式第2号による誓約書を知事に提出するものとする。

ただし、様式第1号については、登録申請者が本県における林業労働力の確保の促進に関する法律（平成6年法律第45号）（以下「労確法」という。）第5条の認定を受けた事業主（以下「認定事業主」という。）である場合、改善計画認定申請書又は改善措置実施状況報告に記載されている情報と同一の事項の記載を省略することができるものとする。

- (1) 基本情報（主たる事務所の所在地、商号又は名称、代表者氏名等）
- (2) 組織に関する情報（職員数等）
- (3) 雇用管理体制に関する情報（雇用管理者の選任、雇用に関する文書の交付、社会・労働保険等への加入状況等）
- (4) 技術者・技能者数に関する情報
- (5) 資本装備に関する情報（林業機械保有台数）
- (6) 事業量等に関する情報（素材生産、造林等）
- (7) 事業区域に関する情報
- (8) 主伐後の再造林の確保に関する情報
- (9) 生産管理の取組に関する情報
- (10) 原木の安定供給・流通合理化等に関する情報
- (11) 造林・保育の省力化・低コスト化に関する情報
- (12) 伐採・造林に関する行動規範の策定等に関する情報
- (13) 雇用管理の改善と労働安全対策に関する情報
- (14) その他知事が定める情報

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。ただし、登録申請者が本県における認定事業主であり、計画認定申請書の申請時の情報と同じ場合は、第1号から第5号に掲げる書類の提出を省略することができるものとする。

- (1) 登記事項証明書又は住民票
- (2) 納税証明書
- (3) 労働者を雇用している場合にあっては、雇用に関して交付している文書の様式
- (4) 労働者を雇用している場合にあっては、社会・労働保険等への加入状況が確認できる書類
- (5) 就業規則を制定している場合にあっては、就業規則の写し
- (6) 直近3カ年の貸借対照表及び損益計算書
- (7) 事業実績を証する書類（補助事業又は請負事業で、元請・下請として、完成、引き渡し完了した過去5年の事業実績の中から、代表的なもの1件の契約書等の写し）
- (8) 行動規範を作成している場合には、その写し
- (9) その他知事が定める書類

3 知事は、必要に応じ登録申請者に対して情報提供を求めるものとする。

（市町村長による登録推薦）

第4 市町村長は、様式第3号による推薦書及び様式第4号による林業事業者からの同意書に第3に規定する書類を添えて、知事に登録すべき林業経営者を推薦できるものとする。

（登録の実施）

第5 知事は、第3による申請及び第4による推薦があった場合において、当該申請の内容が登録基準に適合すると認めるときは、次に掲げる事項を様式第5号の林業経営者名簿に登録するものとする。

- (1) 第3の第1項第1号から第14号までに掲げる事項
- (2) 登録番号及び登録年月日
- (3) 登録情報の変更年月日

2 知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を様式第6号により登録申請者に通知する。

3 部長は、前項の規定による通知がされたときは、遅滞なく、その旨を様式第7号により農林事務所長（富岡林業指導所にあつては林業指導所長）及び関係市町村長に通知するものとする。

（登録の有効期限）

第6 第5の第1項の登録の有効期限は5年とする。ただし、林業経営者名簿に登録された林業経営者（以下「登録経営者」という。）が、第3の第1項及び第2項により記載及び提出を省略して登録を行った認定事業主である場合は、改善計画と同期間とする。

2 登録経営者は、更新を受けることができるものとする。更新は第2から第5の手続に準じる。

（登録の変更）

第7 登録経営者は、第3の第1項第2号から第14号に掲げる事項に変更があり、林業経営者名簿に登録されている情報に直近の内容に変更したい場合は、様式第8号に変更後の内容を記載した様式第1号及び第3の第2項で規定する書類を添付し、知事に申請を行うことができる。

2 知事は、前項の規定による申請があった場合において、その内容が登録基準に適合すると認めるときは、その申請があった事項を林業経営者名簿に登録するものとする。

3 前項の規定による登録については、第5の第1項及び第2項の規定を準用する。

（変更の届出）

第8 登録経営者は、第3の第1項第1号に掲げる事項に変更があったときは、様式第9号に第3の

第2項で規定する書類を添付し、知事に届け出るものとする。

- 2 知事は、第1項の規定による届出があった場合には、その届出があった事項を林業経営者名簿に登録するものとする。
- 3 前項の規定による登録については、第5の第1項及び第2項の規定を準用する。

(林業経営者名簿の公表)

第9 知事は、名称と所在地等が記載された様式第5号の林業経営者名簿を、ホームページ(HP)上で公表するものとする。

(実施状況報告)

第10 第5の規定により登録された林業経営者は、林業経営者名簿に記載した目標に基づく毎事業年度の実施状況について、様式第10号により、事業実施の翌年から目標年までの間、毎年事業の終了後、3月を超えない日までに知事に報告するものとする。ただし、労確法に基づく認定事業主にあつては、「改善措置実施状況報告書」をもって当該報告に代えることができる。

(実施結果報告)

第11 第5の規定により登録された林業経営者は、登録期間の最終年度に申請時に掲げた目標等について、様式11号により登録期間の終了日から3月を超えない日までに知事に実施結果を報告するものとする。

(登録の取消)

第12 知事は、登録経営者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すものとする。

- (1) 登録経営者が個人の場合にあつてはその死亡、法人の場合にあつてはその消滅、解散等が確認された場合
- (2) 登録経営者から様式第12号による申出があつた場合
- (3) 登録の申請又は変更の届出の内容に虚偽の記載が確認された場合
- (4) その他知事が定める場合

2 知事は、前項の規定による登録の取消をしたときは、遅滞なく、その旨を様式第13号により登録経営者に通知するものとする。ただし、第1項第1号の個人の場合にあつてその死亡が確認された場合を除く。

附 則

この要領は、平成30年7月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。